

令和4年度イネ縞葉枯病防除緊急対策事業実施要領

第1 趣旨・目的

近年、県西・県南地域を中心に水稻の大きな減収原因となっているイネ縞葉枯病が発生しており、喫緊の対策が求められている。

そこで、令和4年度産の防除対策推進のため、ヒメトビウンカ（ウンカ類）に対して効果の高い農薬の空中散布費用及び育苗箱施用剤（農薬）等費用の一部を補助し、県産米の安定生産を図る。

第2 事業の内容等

この事業の事業実施主体は市町村とし、補助対象者は散布及び施用実施主体等とする。事業実施主体は、本事業実施に必要な事務及び会計処理を行うものとする。補助対象経費、補助対象者、補助率は、別表のとおりとする。

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4 事業の実施等の手続

1 実施計画

事業実施主体は、イネ縞葉枯病防除緊急対策事業実施計画書（様式第1号）（以下「計画書」という。）を作成する。市町村長は管内の補助対象者から提出された営農計画書等により施用面積、使用する剤を確認した上で計画書について、農林事務所を經由し茨城県知事（以下「知事」という）に別に定める期日までに提出し、承認を受けるものとする。知事は、事業実施要領に適合すると認めた場合には計画書の承認を行い、事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。

2 計画の変更

実施計画について、重要な変更が生じた場合は、前項1に準じて知事に提出し、承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次のとおりとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 県補助金の増を伴う事業内容の変更
- (3) 県補助金の30%を超える減

第5 事業の着手等

- 1 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。

事業の効果を図る上でやむをえず交付決定前に着手が必要な場合は、第3の定める期間内においては、事前着手を認めるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項により交付決定前に着手した場合、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知のうえで行うものとする。

第6 事業の実績報告等

事業実施主体は、事業を実施した年度の3月15日までに、事業の実施状況および成果について、イネ縞葉枯病防除緊急対策事業実績報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）をとりまとめ、農林事務所を經由し知事に提出するものとする。

第7 助成措置

知事は、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第8 提出及び通知

第4、第5の1及び第6に規定する手続きについては、電子メールによる提出及び通知を可能とする。

第9 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助対象者	補助率
ヒメトビウンカ（ウンカ類）を対象として、6月に実施する無人航空機による空中散布に係る費用	散布実施主体	市町村費による補助金額の1／2以内
無人航空機による空中散布を実施した地域のうち、ヒメトビウンカ（ウンカ類）を対象として、育苗箱施用剤（農薬）等※利用に係る費用	施用実施主体等	市町村費による補助金額の1／2以内

※育苗箱施用剤の他、本田で利用する以下に対する経費も対象とする。

- ・栽培方法：移植栽培、直播栽培での利用に関するもの。
- ・薬剤：箱施用剤、粒剤のもの。
- ・使用時期：播種前、播種時～移植当日、移植後のもの。